

裁判の迅速化、法律家の大増員、法科大学院制度、裁判員制度の導入など、怒涛のような司法制度改革で法曹界は未曾有の大変革を遂げつつある。

2年前に大阪・北区で独立開業したロースクール第一期生の西村隆志弁護士は、企業法務問題、とりわけ債権回収に熱意を燃やす。

弁護士としては珍しくMBA取得を目指してビジネススクールで学び、休日には寸暇を惜しんで債権回収、事業承継などの啓発書の執筆に余念がない。「顧客のニーズに応えた究極のリーガルサービスを提供する」と、法曹新時代のフロントランナーとして獅子奮迅の活躍を続ける。



西村隆志法律事務所 弁護士

## 西村 隆志

# 顧客のニーズに 対応した究極の リーガルサービスを提供

企業法務問題を通じて  
持続可能な社会の実現に  
貢献する

にしむら・たかし  
1978年12月生まれ。山口県出身。同志社大学法学部卒業。北海道大学大学院法学研究科修了。同志社大学大学院司法研究科修了。2006年司法試験合格。2008年同志社大学大学院司法研究科アカデミックアドバイザー就任。2011年1月独立開業。

### 司法制度改革で大変革遂げる法曹界 同志社のロースクール第一期生

医療や教育、地方行政などと違つて、国民にとつて司法は日常的に馴染みの薄いものだ。平和で争いなどを好まない国民性からも、日本は欧米に比べて一般国民への司法の浸透度は非常に浅い。こうしたことから政府は、司法をより身近なものとし、国民の期待に応える司法制度を目指してドラスチックな司法制度改革を進めてきた。

2001年の司法制度改革推進法の成立以来数々の改革が実施され、わが国の法曹界は大きな変革を遂げてきた。国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、司法制度を支える法曹の在り方の改革（人的基盤の拡充）、国民の司法参加（裁判員裁判・国民的基盤の確立）――

西村隆志弁護士が法曹界を志したのは、ちよう

たころだった。

「当時、政治学を学んで

いましたが、政治を具体

化する法律に次第に興味

が湧いてきました。学生

時代に周りの学生たちの

多くが司法試験を受けて

いたので、それにつられ

る形で法曹界を志しました。学部の4回生でした。みんなが就職活動の最前線にいる時に決意しました」と当時を振り返つて苦笑する。



リラックスした雰囲気のミーティングルーム



西村隆志弁護士事務所は大阪のメインストリート御堂筋に面した堂島ビルディング内にある

西村弁護士は同志社大学法学部から通常の大学院（北海道大学大学院法学研究科）に進み、法科大学院が開設された2004年に同志社大学大学院司法研究科に入った。西村弁護士はわが国のロースクール第一期生ということになる。そして06年に司法試験に合格、翌07年に弁護士登録をした。

再び陽が昇る経済、社会を自指して

医師と同じく早めに弁護士に相談を

西村弁護士は法律事務所勤務を経て2年前の11年1月に独立開業を果たした。西村隆志法律事務所は、淀屋橋の大阪市庁舎の北を流れる堂島川にかかる大江橋北詰めの、御堂筋に面した感風堂とした堂島ビルディングに居を構える。

西村隆志弁護士事務所は、「社会情勢の変化による法的ニーズに対応した新しいリーガルサービスを提供していくことで、皆さまの生活の質（QOL）が向上し、皆さまの企業の経営活動が円滑になります」、『持続可能な社会』の実現に寄与し、わが国の経済や社会全体に再び陽が昇ることを目指しています」と高らかに唱える。

長期のデフレ不況で疲弊した日本経済は、安倍ノミクスも今のところムード先行で実体経済への確かな反応の手ごたえはまだなく、少子高齢化の進展とともに将来に対する国民経済の不安は募る一方だ。

体の不調や健康を害したときに、われわれは医師を訪ねるが、社会生活でトラブルに見舞われたり、事業や会社経営で思わぬアクシデントに遭ったり、経営不振が続いている存続が危ぶまれる事態に陥った時、誰に相談すればいいのだろうか。やむにやまれぬ状況に追い込まれて初めて法律事務所の門をたたくケースが多いようだが、「医者と同じように、具合が悪くなつたら早めに弁護士に相談することをお勧めします。会社経営でいえば赤字が続いて、このままだとキャッシュ（現預金）を食いつぶしていくことが想定される場合に相談されることです。タイミングが非常に大切です」と西村弁護士は訴える。

弁護士の力量問われる任意整理  
民事再生で事業を継続して再建を図る

西村弁護士は、「早い段階で弁護士に相談することで、最悪の経営破たんを未然に防ぐ手立てを講することができます。例えば任意整理で金融機関との交渉によってうまく窮状を脱することもできることでしょうし、あるいは民事再生法に基づいて

事業を再建することも考えられます」と早めの相談を強調する。

任意整理というのは、平たくいえば弁護士を介して債権者である金融機関と利息や毎月の支払いを減額してもらうべく交渉することだ。ひとえに弁護士の交渉力が試される。

一方の民事再生は、民事再生法に基づいて裁判所が関与して、経営が悪化した企業を倒産させることなく事業を再生させる再建型手続きの一つだ。

民事再生法は1999年12月に成立し2000年4月から施行されたが、会社更生法に比べて手続きを簡略で経営破たん前でも申請できる。

また、経営陣が代わることなく事業の再生が可能で、中小企業をはじめ学校や病院、個人でも申請することができる。

民事再生法の基本的な考え方は、何とか企業の存続を図り債務者自身の手によって、事業を甦らせようとする事業再生の精神が息づいている。債務超過や業績不振が続いて経営危機に陥った会社を、倒産させることなく事業を継続して再建を果たしていくポジティブなアクションだ。それは西村弁護士の基本的スタンスでもある。

会社には経営者や株主をはじめ、従業員、取引先、協力会社などステークホルダーと呼ばれる多くの関係者によって支えられている。会社が倒産することはステークホルダーのすべてがダメージを被ることになる。

働く従業員をはじめ、協力業者や取引先の暮らしを守り、将来に希望を失わせないためにも、経営者は立て直しのために迅速、適切な決断が求められる。



いつも朗らかな表情で依頼者の相談に応じる  
西村弁護士

「弁護士事務所はとつつきにくいという従来のイメージを払拭して、相談時間や費用負担の軽減など実際的な身近なサービスを通じて、開かれた親しまれる弁護士事務所を目指していきたい」とアピールする。

サービスの質にこだわる西村弁護士が常々意識して実践しているのが、ザ・リツツカールトンホテルの顧客サービスの心得を記したカードに記されたクレド(信条)のなかの次の二節だ。

「お客様が言葉にしない願望やニーズを先読みしてお応えするサービスの心」

「お客様本位のサービス精神は、司法制度改革とともに歩む新しい時代の弁護士事務所の在り方を先取りしているといえる。

気軽にドアを開けて来られる事務所に

MBA取得に向けビジネススクールへ

「法律事務所のドアの前で遠慮することなく、誰

事再生は、これまで経営に携わってきた経営陣が経営を維持できるため、会社が消滅する破産などと違つて将来への可能性を見いだすことができる」と述べて将来への可能性を見いだすことができ、「と西村弁護士は、事業再生に向けた迅速な対応を強調してやまない。

いずれにしても問題が生じた場合は早めに相談することを訴える西村弁護士だが、「そのためには、依頼者が弁護士事務所の敷居が高いと感じさせないような環境づくりが大切です」と、サービス事業としての気配りを忘れない。

## 大きなウエートを占める労務問題 就業規則の作成、改訂をサポート

今や企業経営の要とも言われる労務問題は企業、とりわけ中小企業経営を取り巻くさまざまなトラブルの中でも非常に大きなウエートを占める。

残業などの労働時間をめぐるトラブルや、解雇に関する相談も多いという。

残業時間の問題や就業規則の問題、勤務形態や給与体系をめぐる問題など、些細なことと思われる従業員の不満を放置して顧みないでいると、重大な労働問題に発展して経営を揺るがせる恐れが生じることになる。

西村弁護士は、「最近は就業規則の改訂についての相談も増えています。労働時間の取り決めを引くデフレ不況でやむを得ずリストラで解雇した従業員が外部組織に駆け込み、団体交渉を申し込まれることも珍しくない。

土日、祝日や平日夜間の相談にも対応  
初回相談は無料。弁護士費用の分割も

いろいろな問題を抱えた人が気軽に相談できる事務所の敷居が高く感じられる理由に、仕事を抱えていてなかなか相談に行く時間が取れないとか、どれだけ費用がかかるのか、といった料金面での不安があげられる。

西村隆志法律事務所では相談者の便宜を図るために、土日や祝日、それに夜間の相談や出張しての相談にも応じている。「事前に予約いただければ平日の夜間や土日、祝日でも法律相談に応じています。来所が困難な方には出張による相談にも応じています」とのことだ。

また、法律相談に来所した人は、初回の法律相談(1時間)を無料としている。さらに、弁護士に依頼して問題の解決を図る場合、弁護士費用の負担を少しでも軽減できるように、依頼費の分割払いや日本司法支援センター(法テラス)による法律扶助制度を活用した弁護士費用の立替払いなどにも対応している。

日本司法支援センターというものは、国民の期待に応える司法制度構築の一環として制定された総合法律支援法に基づく法務省直轄の国家機関だ。

西村隆志法律事務所では、相談に訪れる人がリラックスして、安心して話ができるように、ミーティングルームの装飾、インテリアにも細やかな配慮がなされている。

今、西村弁護士のもとに長引く不況を反映して債権回収の相談も多く寄せられている。「債権回収ではスピードが問われます。早急に売掛金や機器類などの回収を勧める必要があります」と迅速な対応を強調する。

同時に債権が未回収となることを未然に防ぐため、取引先の情報を詳細に入手する努力を怠ってはいけないとアドバイスする。

休日は家族団らんで居ることが多いが、「現在本を執筆中で、なかなか休日をゆっくり過ごせそうありません」という西村弁護士。債権回収や相続関係、事業承継、借地借家など矢張り早く出版を予定している。

「今後も、法律問題のガイドとなる啓発書をどしどし出版してお役に立ちたい」と「疾風迅雷」の活躍を見せる、まさに法曹界の麒麟児だ。